

公害紛争処理制度の活性化について

佐賀県公害審査会会長
古賀憲一

資料2 p. 1

佐賀県の事例から見た苦情・紛争処理の現状

- 佐賀県民性：頑固一徹、辛抱強いしっかり者（佐賀県HPより）。
- 苦情が出ても市町村の行政対応で解決することがある。主要な苦情は大気汚染（農地での野外焼却）、水質汚濁であるが、騒音（平成27年第一号）と悪臭（平成26年第一号）は、近隣トラブルが大半と思われる。
- 平成26年第一号は悪臭問題。
- 平成27年第一号（騒音）は、被申請人から申請人に受け入れ可能な対策案が提示され、比較的、短期間内に成立。

資料2 p. 2

平成26年(調)第一号事件の概要

- 申請人 : 個人 被申請人 : 法人
- 経過 : 平成26年7月申請受付、平成28年5月調停成立
(調停期日8回、調停委員会19回)
- 請求事項
 - 焼却設備の稼働を直ちに停止、焼却設備の移設、損害賠償金の支払い 等
- 申請理由
 - 被申請人は、平成25年4月に申請人との敷地境界付近に焼却設備を設置
 - 当該施設は、ほぼ連日24時間稼働
 - 排煙による悪臭・異臭による生活への支障、健康被害・精神的苦痛 等
- 調停条項
 - 被申請人は、期限までに焼却設備を同地番外に移設(期限までに移設できないときは運転の停止)
 - 申請人は、被申請人に対し、本件解決金100万円の支払い 等

資料2 p. 3

平成26年第一号事件の特徴(1)

- 施設設置から度々、苦情申し立て(複数の行政機関)があり、施設への立ち入りや施設改善が繰り返され、施設改善は、調停委員会設置後も実施され、調停作業の長期化の一因ともなった。
- 申請人の言い分、「大きな被害を受けている」、被申請人は「行政指導も受けており、影響は軽微である」と相容れない関係にあった。
- 長い間の近隣トラブルがあり、悪臭問題発生当初から互譲の精神に基づく信頼関係の維持すら困難な状況にあった。

資料2 p. 4



出典：環境省HP
「悪臭防止法の手引きパンフレット」より

資料2 p.5

平成26年第一号事件の特徴(2)

- 調停委員会は、現地調査を踏まえ、臭いに関しては「問題あり」と判断（施設移転か撤去）。客観的に判断する実測データは、簡易結果（臭気強度）のみであったが委員会の判断と大きな齟齬はなかった。
- 調停委員会は、客観的事実を前提にした調停を進めれば、当事者の歩み寄りが困難になると考え、妥協点を見いだすことを優先させ、客観的な判断基準の提示は最終段階（受諾勧告）まで控える方針とした。
- 悪臭防止法の規制基準の適合については、施設改善が繰り返されていたため行政による測定が実施されていなかった。調停委員会から依頼し、実施された。
- 当該地域は、特定悪臭物質の濃度による規制基準であり臭気指数による規制は導入されていない。

資料2 p.6

平成26年第一号事件の特徴(3)

- 特定悪臭物質濃度の測定結果は、規制基準に適合。嗅覚測定の結果は、敷地境界で臭気強度3、気体排出口では4と記載されており、特定悪臭物質濃度のものと整合しない結果となった。調停委員会の判断と嗅覚測定結果とは矛盾しない結果であった。
- 施設の設置箇所を考慮すると、規制基準の適用そのものにも無理があると判断。悪臭規制は、排出源からの希釈を前提としているが、前提条件の適用が困難なケース。このことは施設撤去あるいは移設の根拠となった。

資料2 p.7

公害紛争処理制度のメリットとデメリット(1)

- 紛争処理制度そのものは、必要不可欠な制度と考える。委員の経験不足については、公調委と事務局との連携が大きな支えとなった。
- 苦情処理の段階で当事者の関係がこじれていると調停成立に導くことが難しくなる。
- 委員会が期日において分析結果等を駆使しつつ、話を聞くことによって、こじれた関係を緩和できる。
- 委員会の丁寧かつ根気強い説得が重要。
- 個人的には、本連絡会議で得た情報が有益であった。啓発活動としての成功例を知ることは参考になった。失敗例についての情報があっても良いように思われる。

資料2 p.8

公害紛争処理制度のメリットとデメリット(2)

- 裁判と異なり解決策の案出から受け入れに至るまで、当事者自ら選ぶことができる。
- 裁判になることを想定すれば、調停委員会等での判断結果や客観的な情報の有効活用も重要。調停打ち切りとなれば、それまでの作業が無となることもある。受諾勧告は、何らかのメッセージ性(公益性)もあると考えられ、もう少し受諾勧告のハードルを下げてても良いのではないだろうか(マニュアルを読んだ限りでは高く感じた)。

資料2 p. 9

公害紛争処理制度の活用推進に向けた具体的方策

- 紛争処理制度についての啓発活動は重要であり、特に、市民目線での啓発(広報)が重要。
- 公害問題は、原因者とならないことが重要。知識、情報不足のため問題にならないと思って(理解不足あるいは誤解して)いても、苦情の発生により初めて問題の深刻さを理解し、被申請人も悩むケースがあると思われる。非公開の原則を尊重しつつも、予防的な事例を広報等による周知することはできないだろうか。

資料2 p. 10

公害紛争処理制度の活用推進に向けた具体的方策

- 生活環境に不快感を感じつつも苦情を発せず、我慢を重ね、苦情を申し出ても、最終的に泣き寝入りする可能性がある。
- 自治体のHPに苦情受け付けの窓口はある。市民目線で相談できるような例が見受けられるが、十分でないようである。縦割り行政の枠組みでは、たらい回しになる可能性がある。公害問題、環境問題は、基本的には総合行政での対応が重要。相談受付に対する質の高いHPのサンプルを紹介(推奨)することも一策と思われる。ただし、現場のやる気と納得が前提。
- HPによる広報は、高齢者等に伝達されにくい。県民日より、市報での広報、公民館等での生涯学習の一環として伝達することも可能では。

資料2 p. 11

公害紛争処理制度の活用推進に向けた具体的方策

- 苦情処理における経済的・人的負担を考えると何らかの支援体制が必要と思われる。苦情処理と公害紛争処理制度に仕分け等について経験豊かなアドバイザー制度を市町村レベルにまで普及させても良いのではないだろうか。

資料2 p. 12